

李承晩ラインと日本漁船拿捕

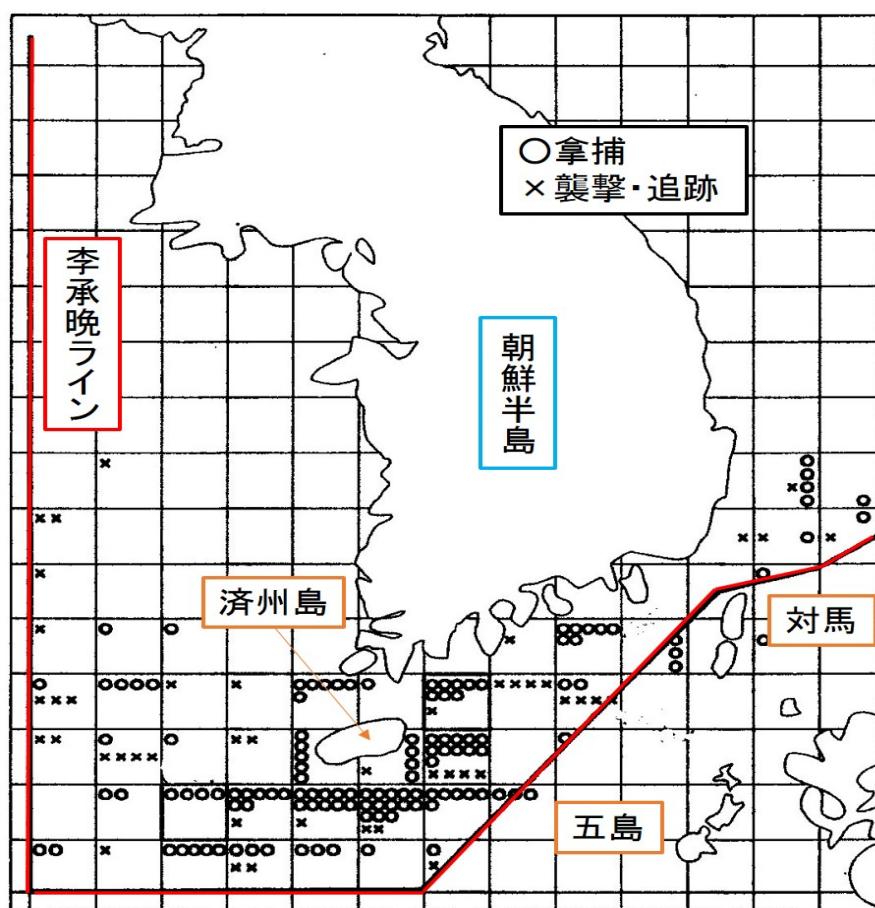
日本安全保障戦略研究所研究員 藤井 賢二

韓国の日本漁船拿捕

韓国・北朝鮮と日本との厳しい関係に目を向けざるをえない昨今、戦後の日本漁船拿捕の問題に関心を寄せる人が増えてきた。

日本漁船拿捕は1947年にはじまる。その数は日韓に国交が樹立される1965年までの間に327隻、抑留された漁船員は3911名に及ぶ(『海上保安白書(昭和41年版)』)。とりわけ、韓国が1952年に宣言してその水域での日本漁船の操業を禁止した「李承晩ライン」は、韓国は「不法」「不当」な国という印象を日本人に与えた。

森須和男氏がこのほど、新聞記事等から被拿捕漁船の情報をまとめた労作「李ラインと日本船拿捕」(『北東アジア研究』28号 2017年)を発表した。これまで、拿捕位置については水産庁が作成した1954年までの図(下図)があった(水産庁福岡漁業調整事務所編刊『以西トロール・機船底曳網漁業現況資料 昭和29年末現在』による。○×の数は農林漁区(マス目)ごとの件数である)。森須氏の集めた情報をもとにこれ以後の拿捕位置を調べてみた。すると、李承晩ライン外の拿捕が増えたものの、濟州島から対馬にかけての海域でもっとも多く拿捕されたことは、この図と変わらないことがわかった。



韓国の日本漁船拿捕は、底曳網漁業や旋網漁業といった、当時韓国が発展を目指していた沖合漁業の好漁場から日本漁船を排除することに目的があったという、私が従来述べてきたことが確かめられたと考えている。

焦点の「濟州島周辺」

日本漁船の拿捕位置については、以前から不思議なことがあった。たとえば、浅羽祐樹氏は「竹島よりも好漁場の対馬や五島列島周辺で拿捕され」た（『日韓関係史』東京大学出版会 2015 年 249 頁）とした。岩下明裕氏は「漁民の多くは実は竹島の近海ではなく、より豊かな漁場を持つ対馬や五島列島の近海で捕まった。」（『北方領土・竹島・尖閣・これが解決策』朝日新書 2013 年 31 頁）とし、その後「日本漁船が拿捕されたのは事実だが、これは竹島近辺ではない。ほとんどが漁業資源が豊饒な対馬沖である。」（『入門 国境学』中公新書 2016 年 116 頁）と説明を変えた。このように「濟州島周辺」を無視する記述が散見されることである。

李承晩ラインの画定作業では、韓国はまず「濟州島周辺」の好漁場を囲い込んだ。1965 年に日韓漁業協定が結ばれて日本漁船拿捕が終わる時も、最後まで日韓間でもめたのは「濟州島周辺」での日本漁船の操業許可範囲や漁獲量等であった。日本漁船拿捕は竹島周辺では起きていないことを強調するあまりに、日韓間の漁業問題の本質を見失ってはならないと思う。

『朝日新聞』の記事について

昨年 8 月 25 日付『朝日新聞（西部本社）』夕刊に、1955 年に拿捕されて 2 年 8 ヶ月間も釜山で抑留された漁船員の日記が発見されたという記事が掲載された。この日記を鈴木久美氏が「拿捕・抑留日記が語るもの」（『アジア・文化・歴史』3 号 2016 年）で紹介している。

鈴木氏は、被拿捕漁船の乗組員が、漁業資源保護法による刑期が終了しても「日韓に国交がなかったため、そのまま釜山外国人収容所に留め置かれ」たと書いている（86 頁）が、私はそうは思わない。

好漁場の独占をめざして設定された李承晩ラインは、当時行われていた日韓会談（日韓国交正常化交渉）を韓国が有利に進める「人質外交」（日韓会談の韓国側代表で後に韓国の外務部長官となる金東祚が『回想 30 年 韓日会談』中央日報社 1986 年 で使った言葉）の手段となっていた。同じように国交がなかった同時期の中国では、1960 年代には拿捕・抑留はほとんどなくなった。韓国も 1954 年 7 月以前は日本人の長期抑留をしてはいなかった。韓国が日本人を帰国させずに抑留した原因は、国交がなかったという「状況」ではなく、韓国の日本から譲歩を引き出そうとする「政策」だと考えている。

なお、この『朝日新聞』記事の解説には、「拿捕または抑留された日本の船・船員の数は 239 隻。2,791 人（政府の答弁で使われてきた数）。338 隻（3,929 人）とする業界団体の調査もあり、正確な数ははっきりしない」とある。これは、李承晩ライン宣言後の数字（前者）と戦後の総数（後者）とを混同したものであろう。拿捕の被害への補償は、日韓条約で韓国に請求しないことになったため、日本政府が国内措置を行った。農林大臣による拿捕漁船認定は 1966 年から 1967 年にかけて 5 回にわたって行われ、1948 年の韓国政府成立以前のものも含め、計 325 隻、3796 人が補償の対象となった。「正確な数ははっきりしない」ものにも日本政府が補償したかのような誤解を与える恐れがある、この解説は適切でない。

「漁業資源保護法」について

学習院大学東洋文化研究所の『東洋文化研究』は、「未公開資料 朝鮮総督府関係者 錄音記録」を毎号掲載しており、今年刊行の 19 号は「朝鮮の水産業」を取り上げている。録音記録の重要語句に「註」が付されているが、宮本正明氏による「平和線/李承晩ライン」（この二つの言葉は同じ意味ではない。同一のものを指すとしても日本人の著作ならば「李承晩ライン」を先に記す

べきだと考える）の註に見過ごすことのできない部分がある。

それは、韓国が日本漁船拿捕の口実とした漁業資源保護法の制定を 1952 年 10 月としていることである（258 頁）。これは誤りで実際は 1953 年 12 月 12 日である。漁業資源保護法の制定を実際より一年早く記すという奇妙な記述は、韓国人の著作に複数ある（元容奭『韓日会談十四年』三和出版社 1965 年 85 頁、水協中央会漁村指導課編『韓国水産発達史』水産業協同組合中央会 1966 年 542 頁、池鐵根『平和線』汎友社 1979 年 306 頁）。

1953 年 9 月に韓国は日本漁船大量拿捕を開始したが、日本人漁船員を「処罰する法律もなかった」（金東祚『回想 30 年 韓日会談』46～47 頁）。漁業資源保護法制定を 1952 年とする記述は、李承晩ラインを口実とする日本漁船拿捕は国際法のみならず韓国の国内法にも違反していたという失態を少しでも取り繕おうとする苦心の表れとではないかと私は疑っている。

李承晩ラインの違法性

李承晩ライン宣言は、「隣接海洋に対する主権に関する宣言」という正式名称が示すように、最大で距岸 200 海里近い公海に主権が及ぶことを突如宣言した非常識なものであった。宣言のもう一つの内容である、李承晩ライン水域の資源を韓国政府のみが管理するという主張にしても、ある国に隣接する公海での資源保護のための漁労の規制は、関係各国との協議の上で行うという国際法の原則に李承晩ラインは違反していた。

韓国政府の日韓会談に関する文書には、「平和線の不当性を強力に主張する日本側の主張の前に萎縮してまるで国際法に違反しているため一種の罪意識を持つのではないか」と、日韓会談で交渉にあたる韓国側代表を気遣う韓国政府内の意見すら残されている。李承晩ラインの正当化に苦心する韓国が様々な「言い訳」をすることも頭に入れて、文献を読むべきである。